

社会保険担当者、人事担当者が知っておきたい!

社員に教える年金制度セミナー



～1日目は基礎編、2日目はスキルアップ応用編。2日間通しのご参加、1日目、2日目のみのご参加も可能です。～

日時 2018年6月7日(木)・8日(金)10:00～16:00**講師** 鶴岡 徳吉 氏 (特定社会保険労務士)**場所** 厚生会館 東京都千代田区平河町1-5-9**参加対象者** 社会保険の実務を担当する社員、新任の担当者、新任の管理監督者、社会保険労務士

参加費用	年間購読会員…	1日参加	24,000円(税込)
		2日参加	45,000円(税込)
	— 一般…	1日参加	26,000円(税込)
		2日参加	49,000円(税込)

※参加費用には、テキスト代、昼食代を含みます。
 ※「年間購読会員」については、20頁をご参照ください。

特色

「公的年金・厚生年金は複雑で理解しづらい、わかりづらい」と感じていませんか。勉強すればする程わからなくなってくるのが公的年金の世界です。

本セミナーは、1日目の「基礎編」で、社員の公的年金・厚生年金などについて、初心者にも理解できるように懇切丁寧にわかりやすく解説します。そして、2日目は、演習を交えつつ、「明日からでも社員に教えられる」ような説明のコツをお教えます。

講師は厚生年金を中心に、全国の金融機関・生命保険会社などで公的年金のセミナーを通算1000回以上も務め、「わかりやすさ」で定評があります。皆様にとって、「目からウロコ」の年金セミナーになることは間違いありません。

講師プロフィール

つる おかのり よし
鶴岡 徳吉 氏
 特定社会保険労務士



1992年鶴岡経営労務事務所を開設。現在、多くの企業の顧問として、社会保険・労働保険の手続き、就業規則等の作成、助成金、年金などのコンサルタント業務に活躍。また、銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、証券会社などで、行員、職員および社員に対し実践的な社会保険、年金研修の講師としても全国で活躍中。主な著書に、『社会保険実務がわかる本』（経営書院）、『FP必携用語辞典』（日本法令、共著）、『年金相談アドバイザー3級・4級検定試験模擬問題集』（銀行研修社、共著）などがある。千葉県労働局紛争調整委員会会長としてあっせん委員と千葉県労働局雇用均等室の主任調停委員を歴任。

プログラム(予定)

1日目 基礎編 6月7日(木) 10:00～16:00**I はじめに**

人生80年から90年時代 老後の生活資金の柱は公的年金

II 公的年金のしくみ

- ①昭和61年4月から導入された基礎年金制度とは
- ②国民年金の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者とは
- ③第3号被保険者の落とし穴……3つのパターン
- ④学生の納付特例制度とは

【質問事例1】「妻が厚生年金、夫が第3号被保険者という逆パターンはありますか。」

【質問事例2】「基礎年金番号について導入の背景と見方について教えてください。」

【質問事例3】「大学生の子供が満20歳になりました。国民年金の納付書が送付されてきました。注意すべき点はありますか。」

III 老齢基礎年金の受給資格

- ①保険料納付済期間+免除期間+カラ期間(合算対象期間)=10年以上

【質問事例4】「カラ期間とはなんですか。事例で教えてください。」

IV 老齢基礎年金の支給開始年齢と年金額

- ①老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給とは

【質問事例5】「老齢基礎年金の繰上げ受給には落とし穴があると聞きましたが事例で教えてください。」

【質問事例6】「老齢基礎年金の繰下げ受給を検討しています。損得について教えてください。」

V 厚生年金の支給開始年齢

- ①定額部分とは
- ②報酬比例部分とは
- ③支給開始年齢の特例とは

【質問事例7】「長期加入者の特例、障害者の特例があると聞きました。どういうケースが該当するのか教えてください。」

VI 厚生年金の年金額

- ①平均標準報酬月額とは
- ②平均標準報酬額とは
- ③加給年金とは
- ④定額部分、報酬比例部分の計算式

【質問事例8】「厚生年金の老齢年金額の計算方法に

ついて教えてください。」

【質問事例9】「加給年金と振替加算について教えてください。」

【質問事例10】「夫婦とも厚生年金20年以上の場合、加給年金はどうなりますか。」

VII 在職老齢年金について

①基本月額とは

②総報酬月額相当額とは

【質問事例11】「自営業の収入・不動産の収入がある場合、厚生年金は減額されますか。」

【質問事例12】「厚生年金に加入しない働き方、3/4未満ルールを教えてください。」

【質問事例13】「60歳～64歳までの在職老齢年金のしくみを教えてください。」

【質問事例14】「65歳以上の在職老齢年金のしくみを教えてください。」

【質問事例15】「給料と厚生年金を両方全部もらえる方法はありませんか。」

【質問事例16】「短時間労働者への厚生年金の適用拡大(平成28年10月1日施行)について教えてください。」

VIII 雇用保険の高年齢雇用継続給付金と厚生年金保険の関係

①高年齢雇用継続基本給付金とは

②高年齢再就職給付金とは

【質問事例17】「高年齢雇用継続給付金を貰うと厚生年金は減額されますか。」

【質問事例18】「給料+在職老齢年金+高年齢雇用継続給付金のしくみとは。」

IX 雇用保険の基本手当と厚生年金の調整

【質問事例19】「退職後、雇用保険の基本手当と厚生年金は両方もらえますか。」

X 遺族年金について

①保険料納付要件とは

②遺族基礎年金の受給要件と年金額

③遺族厚生年金の受給要件と年金額

④中高齢寡婦加算とは

⑤経過的寡婦加算とは

【質問事例20】「在職中死亡の場合の遺族厚生年金額の計算方法を教えてください。」

【質問事例21】「夫の遺族厚生年金と妻の年金は両方もらえますか。」

【質問事例22】「夫の死亡時、子供のいない妻の年齢が30歳未満の場合、遺族厚生年金は5年間の有期年金という話は本当ですか。」

XI 障害年金について

①保険料納付要件とは

②障害年金が受給できる障害とは

③障害基礎年金の受給要件と年金額

④障害厚生年金の受給要件と年金額の計算方法

2日目 応用編 6月8日(金) 10:00～16:00

第1部 公的年金知識のスキルアップ

I 離婚と年金分割

- (1)平成19年4月以降の離婚と年金分割(合意分割)とは
- (2)平成20年4月以降の離婚と年金分割(3号分割)とは
- (3)共働き夫婦(厚生年金加入者)の離婚と年金分割

II 誤解・勘違いしている公的年金の知識(ウソ・ホント)

- (1)60歳定年後、安い給料で働くとも厚生年金額が下がる?
- (2)65歳以上で在職している場合、70歳で退職し厚生年金を繰上げしても老齢厚生年金は142%に増額にならない場合がある?
- (3)厚生年金20年以上の共働きの夫婦には加給年金は支給されない?
- (4)遺族厚生年金の受給資格者の年収が850万円以上であると遺族厚生年金が貰えない場合がある?

III 公的年金の請求の仕方

- (1)裁定請求書の記入の仕方と添付書類
- ①国民年金・厚生年金保険老齢給付の場合
- ②国民年金・厚生年金保険遺族給付の場合

第2部 社員にわかりやすく伝える年金講師のノウハウ

I 年金はスポーツである

【体で覚えよ!!】

II 年金講師はスポーツのインストラクター

(教え上手、効果的トレーニング理論の導入)

III いかにかわかりやく話せるか!

【これが勝負だ!!】

- (1)基礎知識の整理【導入の背景を理解させてあげる】
- (2)有効な図解の使い方は【視覚に訴える】
- (3)具体的事例の使い方・公的年金の落とし穴(聞き手を引き付ける・イメージを高める)
- (4)メリハリをつけて、ユーモアを入れて【聞きやすい、分かり易い】

IV 演習:公的年金講師セミナーの例

【心構え】「皮を切らせて肉を切り肉を切らせて骨を切る(たつ)」「自分の失敗談を紹介する」

- (1)最初にユーモアと、視覚に訴えて聞き手を引き付ける。
(事例1) 第3号被保険者の落とし穴
- (2)「公的年金の落とし穴」で聞き手の意表を突く
(事例2) ①老齢基礎年金繰上げの落とし穴
②20歳以上の学生の強制加入の落とし穴
- (3)有効な図解の使い方は【視覚に訴える】
(事例3) いちばん知りたい定年後の在職老齢年金3つのパターンに区分して説明
- ①自営業・自由業の収入がある場合はどうなるのか
- ②再雇用で働いた場合、厚生年金はどうなるのか
- ③再雇用で働く場合、得する方法はないのか
- ・60歳～65歳未満の在職老齢年金
- ・65歳以上の在職老齢年金

* 社会情勢に合わせてプログラム予定を変更する場合があります。なお、講義の進行によっては、順番が前後することもあります。

申 込 要 領

- お申込みは、「参加申込書」(本頁)をコピーし、ご記入のうえFAX(フリーダイヤル)でお送りください。ホームページ(<https://www.e-sanro.net/>)からもお申込みいただけます。恐れ入りますが、電話での受付は行っておりません。
- 請求書、領収書はご希望の場合のみ発行いたします。
- 年間購読会員とは、当所発行の定期刊行誌の購読者です。不明の場合は、そのままお申込みください。
- 参加申込みは先着順に受付、受付確認のご連絡を差し上げます。
- 受付後数日以内に受講証・会場案内、ご希望の場合は請求書を郵送いたします。セミナー開催1カ月前になっても受講証等が届かない場合はお手数ですが、お電話にてお問い合わせください。(TEL: 03-5319-3628)
- 開催日より5日前(土日・祝日を除く)以降のお取消しには、キャンセル料をいただきます。代理受講をご検討ください。(5~3日前:参加費の30%、前々日:同50%、前日:当日:同全額)なお、前日:当日のキャンセルの方には、テキスト・資料をセミナー終了後にお送りします。
- 参加費は、開催日までに、下記の指定銀行にお振込みください。

三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店
(普通) 1022849

口座名: (株)産労総合研究所セミナー
カ) サンロウソウゴウケンキウユシヨセミナー

※振込手数料は、ご利用者でご負担願います。

参 加 申 込 書

↓参加されるセミナーに✓をつけてください。

お申込日: 月 日

人事・賃金	5月23日(水)	能力・実力主義の人事・評価制度セミナー
	6月20日(水)・21日(木)	賃金制度の基礎と見直しセミナー
	7月10日(火)・11日(水)	人事考課の見直しセミナー
	6月28日(木)	<病院・介護施設向け> 人事・賃金制度の構築・運用セミナー
労務管理・年金	6月7日(木)	社員に教える年金制度セミナー(基礎編)
	6月8日(金)	社員に教える年金制度セミナー(応用編)
	7月5日(木)	一社内支援のあり方も公的な支援内容も学べる! 介護情報セミナー
	7月25日(水)	人事・総務ならば知っておきたい メンタルヘルス疾患とその対応セミナー
	8月22日(水)	人材採用見極め力アップセミナー
	8月24日(金)	<医療機関向け> 問題発生時のクライシス・コミュニケーションセミナー
社会保険	4月18日(水)~19日(木)	<新任担当者向け> わかる!社会保険セミナー
	9月12日(水)・13日(水)	できる!社会保険セミナー
	6月14日(木)	<新任担当者向け> 給与計算の基礎セミナー
	10月11日(木)	給与計算の実務セミナー
	10月12日(金)	年末調整の実務セミナー

専用FAX  0120-73-3641

WEBサイト <https://www.e-sanro.net/>

会社名 団体名			電 話		
			F A X		
所在地	〒		業 種		従業員数 組合員数
参加者 氏 名	ふりがな	所 属 役 職			購読誌名 (○印) 賃金事情・労務事情 人事実務・労働判例 企業と人材 医事業務・看護のチカラ 病院羅針盤
参加者 氏 名	ふりがな	所 属 役 職			
ご希望の場合のみ発行いたします。必要な方はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書					

※2人以上ご参加の場合は代表者を先にご記入ください。 ※プライバシーポリシーにより個人情報をお取り扱いいたします。
個人情報保護方針については、産労総合研究所ホームページ (<https://www.e-sanro.net/>) をご覧ください。